

議第 1 2 2 号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設備の基準)</p> <p>第 3 3 条 保育所の設備の基準は，次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(6) 略</p> <p>(7) 乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア，イ及びカの要件に，保育室等を 3 階以上に設ける建物は<u>次のイからクまでの要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>イ～ク 略</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第 3 3 条 保育所の設備の基準は，次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(6) 略</p> <p>(7) 乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア，イ及びカの要件に，保育室等を 3 階以上に設ける建物は<u>次に掲げる要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>耐火建築物</u>（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。<u>以下この号において同じ。</u>）又は<u>準耐火建築物</u>（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい，同号ロに該当するものを除く。）<u>（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては耐火建築物）</u>であること。</p> <p>イ～ク 略</p>

(呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 8 年呉市条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第33条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第14条第1項において準用する同号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 略</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="205 1718 746 2022"> <tr> <td>読み替える児童福祉施設基準条例の規定</td> <td>読み替える児童福祉施設基準条例の規定</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える字句	略			<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第33条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第14条第1項において<u>読み替えて</u>準用する同号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 略</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="850 1718 1391 2022"> <tr> <td>読み替える児童福祉施設基準条例の規定</td> <td>読み替える児童福祉施設基準条例の規定</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える字句	略		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える字句											
略													
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える字句											
略													

第 3 3 条 第 7 号ア	耐火建築物 又は同条第 9号の3に 規定する準 耐火建築物 (同号ロに 該当するも のを除く。)	耐火建築物
略		

2 略

第 3 3 条 第 7 号ア	耐火建築物 (建築基準 法(昭和25 年法律第2 01号)第2 条第9号の 2に規定す る耐火建築 物をいう。以 下この号に おいて同 じ。)又は準 耐火建築物 (同条第9 号の3に規 定する準耐 火建築物を いい、同号ロ に該当する ものを除 く。)(保育 室等を3階 以上に設け る建物にあ っては耐火 建築物)	建築基準法(昭 和25年法律 第201号)第 2条第9号の 2に規定する 耐火建築物
略		

2 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。